

横須賀市 居宅サービス計画の軽微な変更に関するQ&A（平成30年5月14日）

軽微な変更の内容	
Q: 具体的内容	A: 回答
0. 横須賀市居宅介護支援事業所連絡協議会の質問に基づく軽微な変更に関連する全般事項	
1	<p>「軽微な変更」は同一用紙に変更時点を明記して修正すればそのまま継続して記載することができる(老企29)という解釈があるが、署名、捺印は必要か。</p> <p>本市では、利用者保護の観点から、利用者が「軽微な変更」を行うことに同意したことを確認できるように変更した用紙の余白に「軽微変更」と明記し、利用者から同意した日付、署名、捺印(署名が自署である場合は不要)を受け、利用者及び指定居宅サービス等の担当者(以下、「担当者」という)に交付することが望ましいと考える。</p>
2	<p>「軽微な変更」と判断した場合、具体的にどのような書類を残しておけばよいのか。</p> <p>居宅サービス計画書(1表)～(3表)のうち、変更した用紙の余白に「軽微変更」と明記し、利用者から同意した日付、署名、捺印(署名が自署である場合は不要)を受け、利用者及び担当者に交付することが望ましい。変更しない用紙まで再交付する必要はない。(担当者に交付する際は、変更内容の詳細について、変更した居宅サービス計画書(1表)～(3表)に付記するか口頭などで伝達し適切な連携を図ることが望ましい。)</p> <p>また、居宅介護支援経過(5表)に「軽微な変更」と判断した理由及び担当者に交付した旨を必ず記録しておくこと。</p>
3	<p>居宅サービス計画書(2表)・週間サービス計画書(3表)のみの変更は利用者の署名・捺印は必要なのか。</p> <p>必要と考える。Q1、2に準じて取り扱うこと。</p>
4	<p>サービス提供時間の変更について、以下の場合はどうなるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護等で交通状況により予定時間とは異なる時間にサービス提供を行った場合。(サービス提供は予定通り実施。) ・午前中にサービス提供予定だったが、急きょ午後に変更した場合。 ・通所系サービスで利用者の遅刻早退等により当初予定とサービス提供時間が変更した場合。また、サービス提供時間の変更に伴い報酬区分が変更した場合。 <p>利用者の都合等(交通事情によるサービス提供時間の変更を含む)による当日の変更があった場合には、報酬区分の変更の有無にかかわらず「軽微な変更」として取り扱って差し支えない。</p> <p>この場合、単なるサービス提供時間の変更やキャンセル等による当初の予定と報酬区分や提供回数が変わらない、又は、下回る場合は、担当者から変更した理由と実績を聴取し、給付管理上問題がないことを確認後、当該変更理由を居宅介護支援経過(5表)に記録しておくこと。(サービス利用票(6表)・サービス利用票別表(7表)を担当者に交付する必要はない。)</p> <p>なお、サービス提供時間の変更は、曜日の変更と同様に利用者の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容等に変更がない場合には、一時的、臨時的でなくとも変更する期間にかかわらず「軽微な変更」に該当する場合があると考えられる。</p> <p>ただし、サービス提供時間の変更に伴い、「軽微な変更」と判断した場合であっても、サービス担当者会議の開催が制限されるものではなく、他のサービスへの影響等も考慮し、介護支援専門員が担当者に周知した方がよいと判断した場合などはサービス担当者会議を開催することも考えられる。</p> <p>また、通所系サービスでサービス提供時間が短くなったことにより報酬区分を変更した場合は、サービス事業所側で新たに報酬区分に応じた個別サービス計画を作成する必要があるため、報酬区分に応じた個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画との連動性や整合性について確認すること。</p>
5	<p>サービス提供時間が増えるときも「軽微な変更」になる場合があるのか。例えば、訪問介護で、訪問した当日の状況により、当初計画していた介助以外にサービス提供の必要性が生じ、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携を図り、新たに追加する介助の標準的な時間を積算し、当日の報酬区分を変更した場合はどうなるのか。</p> <p>質問のような緊急対応を要するときに、利用者の状況等から、サービス提供責任者と連携を図り、当初の予定から報酬区分や提供回数を上回るサービス提供の必要があると判断し、実際にサービス提供された場合は、「軽微な変更」として取り扱って差し支えない。この場合の居宅サービス計画の変更は、サービス利用票(6表)・サービス利用票別表(7表)を修正のうえ、利用者に確認印を得て、担当者に交付し、当該変更理由を居宅介護支援経過(5表)に記録することが必要となる。</p> <p>なお、報酬区分を変更した場合は、サービス事業所側で新たに報酬区分に応じた個別サービス計画を作成する必要があるため、報酬区分に応じた個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画との連動性や整合性について確認すること。</p>
6	<p>「軽微な変更」の場合、各サービスの個別サービス計画書を求める必要はあるのか。</p> <p>個別サービス計画書は、「軽微な変更」によって必ずしも再作成する必要はない。そのため、「軽微な変更」をするたびに全ての個別サービス計画書の提出を求める必要はない。ただし、介護支援専門員は、各担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画書(1表)～(3表)と個別サービス計画書の連動性や整合性の確認については、必要に応じて行うことが望ましい。</p>

横須賀市 居宅サービス計画の軽微な変更に関するQ&A（平成30年5月14日）

軽微な変更の内容		
Q: 具体的内容	A: 回答	
7	<p>要介護認定の申請中に作成した暫定プランを、要介護認定確定後に、要介護認定結果等を追記して本プランとする場合は「軽微な変更」と考えてよいのか。また、変更する際の具体的な事務処理について教えてほしい。</p>	<p>要介護認定確定後に利用者の状態像に大きな変化がなく、サービスの変更の必要がないため、暫定プランだったものをそのまま本プランにする場合は、「軽微な変更」として差し支えない。 暫定プランを本プランにする場合の事務処理はQ1、2に準じて取り扱うこと。具体的には、居宅サービス計画書(1表)に必要な事項を修正・追記し、余白に「軽微な変更」と明記し、利用者から同意した日付、署名、捺印(署名が自署である場合は不要)を受け、利用者及び担当者に交付することが望ましい。変更しない用紙まで再交付する必要はない。 また、居宅介護支援経過(5表)に暫定プランをそのまま本プランとして「軽微な変更」と判断した理由及び担当者に交付した旨を必ず記録しておくこと。</p>
8	<p>サービス担当者会議開催において、複数事業所の都合があわず、会議を1～2週間内で複数回にわたり開催する場合、①担当者への呼びかけは繰り返し行わなくてはいけないのか、②それぞれの担当者の意見を統合させて、議事録を共有すればよいのか。</p>	<p>サービス担当者会議は、やむを得ない理由がある場合を除き、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者全員の出席を求められている。そのため、質問のように、同じ目的のサービス担当者会議を担当者を分けて複数回開催することは適切ではなく、サービス担当者会議を開催するたびに全員出席する必要がある。 なお、やむを得ず出席できない担当者がある場合は、当該担当者に対する照会等により意見を求めることもできるため、各担当者と緊密に相互の情報交換を行い、利用者の状況や居宅サービス計画原案の内容等を共有できるようにすること。また、照会等で担当者に意見を求めた際は、照会内容、出席できない理由及び担当者に情報提供した記録を残しておくこと。</p>
9	<p>誤字を見つけた時の対応はどのように取り扱えばよいのか。</p>	<p>書類の整備の問題なので各自で速やかに対応すること。</p>
1 サービス提供の曜日変更		
10	<p>利用者や家族の都合により、例えば3ヶ月限定など一時的に曜日を変更した際の対応は「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>「軽微な変更」に該当する。対応方法は、居宅介護支援経過(5表)に「軽微な変更」とした理由を記載するとともに、必要に応じて居宅サービス計画書(2表)・週間サービス計画書(3表)・サービス利用票(6表)・サービス利用票別表(7表)を修正すること。 なお、居宅サービス計画書(1表)～(3表)の内容は変更しないが、利用者や家族の都合等により緊急に曜日を振り替えた場合などは、担当者で連絡を取り、居宅介護支援経過(5表)に曜日を振り替えた理由を記載するとともに、予定と実績の整合が図られていることを確認し、適切に給付管理を行うこと。(サービス利用票(6表)・サービス利用票別表(7表)を担当者に交付する必要はない。)</p>
11	<p>利用者や家族の都合だが、継続的に曜日を変更するときは「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>利用者の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容等の変更も不要なとき、例えば、通院の曜日が変更になったときなど、利用者や家族の希望等により曜日を変更する場合は、期間にかかわらず「軽微な変更」に該当するものがあると考えられる。 ただし、サービス提供の曜日変更に伴い、他のサービスへの影響等も考慮し、介護支援専門員が各担当者に周知した方がよいと判断する場合などについてサービス担当者会議の開催を制限するものではない。</p>
12	<p>事務処理は週間サービス計画書(3表)のみ変更すればよいのか。</p>	<p>Q10・11に準じて取り扱うこと。(具体的な事務処理はQ1、2を参照すること。)</p>
13	<p>例えば毎週月曜にデイを利用していたが、往診が月曜になったため、火曜日に変更することは「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>Q10・11に準じて取り扱うこと。(具体的な事務処理はQ1、2を参照すること。)</p>

横須賀市 居宅サービス計画の軽微な変更に関するQ&A（平成30年5月14日）

軽微な変更の内容	
Q: 具体的内容	A: 回答
2. サービス提供の回数変更	
14 利用者や家族の都合で週1から週2に増やす場合はどのように取り扱うのか。	週1回程度以上に回数が増えないことが見込まれる場合であれば「軽微な変更」に該当する。対応方法は、居宅介護支援経過(5表)に「軽微な変更」とした理由を記載するとともに、必要に応じて居宅サービス計画書(2表)・週間サービス計画書(3表)・サービス利用票(6表)・サービス利用票別表(7表)を修正すること。 なお、回数変更にあたり、居宅サービス計画が利用者の日常生活において必要な回数を設定して作成されるものであることに留意する必要がある。そのため、例えば、利用者や家族の都合等で通所できない日を同一週の他の曜日に振り替えるような場合を除き、定員に空きが発生したため予定日以外に通所するなど、臨時的に通所回数を増やして利用することは原則的に認められない。
15 1回→2回、2回→3回、・・・とサービスの回数が段階的に変わっていったときは「軽微な変更」にあたるのか。	長期目標の期間内に、目標やサービス内容は変えずに同一種別のサービスを週1回程度増加する場合は「軽微な変更」に該当する。しかし、長期目標の期間内であっても回数が増加する「軽微な変更」を複数回行い、1回→2回、2回→3回と段階的に増加する場合は、2回目以降の変更は「軽微な変更」には該当しない。したがって、例えば、当初の計画で週1回としていたものを、段階的に週3回へと変更する場合は、当初と変更時点で利用者の状態像に変化がないとは想定しがたく、「軽微な変更」ではなく、再度、一連の手順を行い居宅サービス計画を変更することが妥当である。
16 サービスの回数が増えるときは、支払額が変わるため、サービス担当者会議を開催してほしいと事業所より言われることが多いが開催しなければならないのか。	「軽微な変更」に該当すると判断した場合は、サービス担当者会議等の開催は不要である。ただし、サービス担当者会議の開催が制限されるものではなく、「軽微な変更」に該当する場合であっても各担当者からの要望を踏まえ、必要に応じて介護支援専門員がサービス担当者会議を開催することも考えられる。
17 一時的な変更か、継続的な変更かによってサービス担当者会議を開く、開かないが決まるのか。(一時的であれば開かなくてよい、継続的であれば開く。)	一時的か継続的かによりサービス担当者会議の開催の必要性を判断するのではなく、利用者の状態等を勘案し「軽微な変更」と判断するか否かでサービス担当者会議開催の必要性を判断すること。
2 18 初回のサービス担当者会議の時にサービスを段階的に増やしていこうということが合意されているにもかかわらず、サービス回数を増加するときに、再びサービス担当者会議を行わなければならないのか。	当初の計画から大幅に変更するような内容であれば、利用者の状態等が変化していると考えられるため、居宅サービス計画書(1表)～(3表)の変更を検討することが妥当である。この場合のサービス担当者会議は、居宅サービス計画の変更にあたり当該計画の原案の内容について専門的見地から意見を求めるために開催するものであり、初回時にその後の支援計画について合意していたとしても、実際の変更時にサービス担当者会議の開催の必要性がなくなるものではない。
19 「軽微な変更」と判断し、サービス担当者会議を開かないにしても、回数を増やすことの理由はどこかに明記する必要があるのか。	居宅介護支援経過(5表)等に記載すること。
20 利用者の状態は変わらず居宅サービス計画の目標も変更しないが、家族の希望や経済的理由で回数を減らす場合はサービス担当者会議は必要か。	「軽微な変更」と判断した回数変更の基本的な対応は、Q14に準じた取扱いとなる。しかし、利用していたサービスを終了する場合は、Q38に準じて取り扱うこと。サービスの利用状況により、居宅サービス計画の変更に係る一連の手順を行う必要があるかどうか留意した上で適切に判断すること。

横須賀市 居宅サービス計画の軽微な変更に関するQ&A（平成30年5月14日）

軽微な変更の内容		
	Q: 具体的内容	A: 回答
	<p>祝日が休みのデイ(A通所介護事業所)と祝日が休みではないデイ(B通所介護事業所)を週3回ずつ、合計週6回利用している。A事業所の休みの日にB事業所を利用したいのだが、この場合、祝日のある週のみ、A事業所は週2回の利用となり、反対にB事業所は週4回の利用となる。これは「軽微な変更」にあたるのか。</p> <p>21 ①このような祝日振り替えの場合、通所介護事業所から「その都度サービス担当者会議を開催して欲しい」と言われているが開催の必要があるのか。</p> <p>②居宅サービス計画作成時に、サービス担当者会議で合意形成ができており、計画に「祝日の時はB事業所を利用する」と記載されていればいいのか。</p>	<p>2か所の通所介護事業所を利用する目的(課題、目標、サービス内容等)が同じで、週の合計回数を変更しないのであれば、「軽微な変更」として取り扱って差し支えない。</p> <p>ただし、提供回数が増える場合、通所介護事業所の個別サービス計画を変更する必要があるため、サービス利用票(6表)・サービス利用票別表(7表)を差し替え、再交付することが望ましい。</p> <p>一方、提供回数が変わらない、又は、下回る場合は、担当者から変更した理由と実績を聴取し、給付管理上問題がないことを確認後、当該変更理由を居宅介護支援経過(5表)に記録しておくこと。(サービス利用票(6表)・サービス利用票別表(7表)を担当者に交付する必要はない。)</p>
3. 利用者の住所変更		
	<p>22 利用者の住所変更で「軽微な変更」に該当するものと該当しないものとは、どのような場合を指すのか。</p>	<p>「軽微な変更」に該当する住所変更とは、利用者の居所と住民登録地が市内であって、利用者の居所は変更しないが住民登録だけ変更する場合が考えられる。一方、「軽微な変更」に該当しない住所変更とは、①居所が変わる場合、②他市町村から住民登録を異動し保険者が変わった場合の2通りが考えられる。</p>
3	<p>23 施設入所(住宅型有料老人ホーム)した場合は「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>Q22に準じて取り扱うこと。</p>
	<p>24 住民票が他市町村から横須賀市に変わった場合は(サービス内容等その他は何も変わらない)「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>保険者及び被保険者番号の変更が生ずることになるため「軽微な変更」に該当しない。</p>
4. 事業所の名称変更		
4	<p>25 居宅介護支援事業所の場合は「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>名称のみの変更であれば「軽微な変更」に該当する。法人を変更するなどして新たに指定を受けたことに伴う名称変更は原則的に該当しない。</p> <p>なお、介護事業者が吸収合併を行い、新たに指定を受けたことに伴う名称変更の場合で、合併前の旧法人が運営する事業所を合併後の法人が継続して運営し、事業所が実質的に継続して運営されると認められる場合においては、利用者の希望による「軽微な変更」として取り扱うことを可とする。</p>
	<p>26 居宅介護支援事業所以外のサービス事業所の場合は「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>「軽微な変更」に該当する。</p>
5. 目標期間の延長		
	<p>27 長期目標の期間延長(目標未達成→評価→同じ内容で延長)の場合は「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>「軽微な変更」に該当しない。目標未達成により目標及び支援内容の妥当性を再検討する必要がある。したがって、「軽微な変更」ではなく、再度、一連の手順を行い居宅サービス計画を変更することが妥当である。</p> <p>ただし、居宅サービス計画変更のために再アセスメントを行った結果、利用者の状態に大きな変化がなく、同じ目標を継続することが妥当と判断した場合については、サービス担当者会議の開催に代えて担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。(要介護認定有効期間と長期目標の終期が同時期に設定されており、両者ともに期間を更新する場合を除く。)なお、利用者の状態に大きな変化がないと判断した根拠として、必ず再アセスメントの結果記録を残しておくこと。</p>

横須賀市 居宅サービス計画の軽微な変更に関するQ&A（平成30年5月14日）

軽微な変更の内容		
	Q: 具体的内容	A: 回答
5	28 短期目標の期間延長の場合の手順を詳しく示してほしい。	<p>居宅サービス計画書(2表)の期間延長に係る箇所を修正し、利用者の同意を得たうえで利用者及び担当者に交付すること。(担当者へ交付する際には、変更内容の詳細について、居宅サービス計画書(2表)に付記するか口頭などで伝達し適切な連携を図ることが望ましい。)なお、修正にあたっては、居宅サービス計画書(2表)の余白に「軽微変更」と明記し、利用者から同意した日付、署名、捺印(署名が自署である場合は不要)を受けることが望ましい。</p> <p>また、居宅介護支援経過(5表)に「軽微な変更」と判断した理由及び関係者に交付した旨を記録しておくこと。なお、「軽微な変更」に該当すると判断した場合であっても、サービス担当者会議の開催が制限されるものではなく、各担当者からの要望等でサービス担当者会議を開催することも考えられる。</p>
	29 長期目標は変わらず、短期目標の期間を更新する際に、あわせて短期目標の一部を変更する場合は、「軽微な変更」として取り扱ってよいのか。	<p>質問のような場合、例えば、きめ細かい短期目標が設定されており、次の段階に進む場合等であれば、短期目標の一部を変更しても「軽微な変更」として取り扱って差し支えない。</p> <p>ただし、「軽微な変更」として扱えるのは、あらかじめサービス担当者会議で予後予測を踏まえた支援の方向性や段階的な目標等のプロセスが共有されており、計画した予定の範囲内の短期目標の変更である場合に限る。</p> <p>また、サービス担当者会の要点(4表)や居宅介護支援経過(5表)等に、担当者や支援の方向性や段階的な目標の内容等について検討した記録を残し、あらかじめ支援の方向性が共有されていたことを確認できるようにしておくこと。</p> <p>(例 長期目標＝自宅のトイレに自室からひとりで歩いて行ける【変更なし】 短期目標＝平らな所を5m歩ける【一部変更→】 平らな所を10m歩ける)</p> <p>※支援内容に計画性がなく、短期目標の期間終了のたびに、新たな目標を設定するような場合は、「軽微な変更」として取り扱うことはできない。</p> <p>また、あらかじめ支援の方向性を共有している場合であっても、全て「軽微な変更」として取り扱えるわけではなく、利用者の状態やこれまでの支援経過によっては、サービス担当者会議の開催や居宅サービス計画の見直しが必要な場合もあることに留意すること。</p>
6	6. 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	
	30 同種目品で単位数が変わる場合は「軽微な変更」にあたるのか。	単位数のみが変わる場合は、「軽微な変更」に該当する。
	31 介助式の車いす普通型をリクライニング型に変える場合は「軽微な変更」にあたるのか。	「軽微な変更」に該当しない。機能の変化が必要ということは利用者の状態等に何らかの変化があると考えられるため。
	32 同じ品目(手すり)をもう一本追加する場合は「軽微な変更」にあたるのか。	<p>原則的には「軽微な変更」に該当しない。福祉用具の追加利用が必要ということは、利用者の状態等に何らかの変化があると考えられるため。</p> <p>ただし、例えば、居室からトイレや玄関までの移動の円滑化を目的に置き型手すりを利用していたが、より安定した移動の確保に向けて、同じ場所(廊下等)に設置した手すりの範囲を延長するための福祉用具の変更や追加(利用者の状態等に大きな変化は認められず居宅サービス計画書(1表)の利用者の生活に対する意向や居宅サービス計画書(2表)の課題や目標が変わらない場合に限る)など、自立支援を妨げないものであれば、「軽微な変更」として判断することもあり得る。</p>
33 付属品が追加される場合は「軽微な変更」にあたるのか。	Q32に準じて取り扱うこと。	

横須賀市 居宅サービス計画の軽微な変更に関するQ&A（平成30年5月14日）

軽微な変更の内容		
Q: 具体的内容	A: 回答	
34	<p>使っていた福祉用具が不必要になって、返却する場合もサービス担当者会議の開催が必要なのか。</p>	<p>福祉用具の利用が不要になったということは状態像に何らかの変化があったと考えられるため、原則的には「軽微な変更」に該当せず、居宅サービス計画の変更に係る一連の手順を行う必要がある。(例. 移動のために車イスとスロープを貸与していたが、介助による歩行が可能となり、車イスが不要になった場合は状態像の変化があったと考えられる。)</p> <p>なお、福祉用具が全て不要になった場合は、サービス担当者会議に召集する必要がある担当者は居宅サービス計画書(1表)～(3表)の原案に位置付けられた担当者であるため、終了する福祉用具貸与事業所の担当者を召集する必要はない。</p>
7. 目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更		
35	<p>いつも利用している短期入所事業所が利用できない場合に、新しい事業所を利用する場合は「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>「軽微な変更」に該当する。ただし、必要に応じてサービス担当者会議の開催によって各事業所と連携を図ることが望ましい。</p>
36	<p>事業所の閉鎖に伴い、サービス内容は変わらないが、単に利用する事業所が変更になる場合は「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>「軽微な変更」に該当する。ただし、居宅介護支援事業所を変更する場合を除く。</p>
37	<p>インフォーマルサービスが増えたり減ったりした場合は「軽微な変更」と考えてよいのか。</p>	<p>インフォーマルサービスのみ増減であれば「軽微な変更」として取り扱うことは差し支えない。しかしながら、インフォーマルサービスの増減によって日常生活に影響があり、他のサービスとの調整を要する場合などは「軽微な変更」に該当するとは考えがたく、居宅サービス計画書の変更として取り扱うことが妥当な場合もあると考えられる。</p>
8. 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合		
38	<p>もともと利用していたサービスがなくなる場合は「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>「軽微な変更」に該当しない。サービスが終了する場合、終了するサービスの担当者を除き、新たに作成された居宅サービス計画書(1表)～(3表)の原案について専門的な見地に基づく意見を徴収するためのサービス担当者会議を開催する必要がある。なお、この場合、サービス担当者会議に召集する必要がある担当者は居宅サービス計画書(1表)～(3表)の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者であるため、終了するサービスの担当者を召集する必要はない。</p>
39	<p>通所介護で個別機能訓練しか行っておらず、入浴は実施していない方から、新たに「可能であるなら入浴もしたい」という希望が出たため、サービス内容を変更し、入浴を追加しようと考えている。既存の居宅サービス計画の内容から考えて、課題や目標を変更するほどの影響はないと判断できる場合は「軽微な変更」にあたるのか。</p>	<p>利用者の希望によるもので、変更するサービス内容が本体サービスに付帯するものと考えられる場合には、「軽微な変更」に該当すると考えられる。例えば、質問のように通所介護で入浴を追加する場合、入浴設備を有している通所介護事業所であれば、入浴介助は、通所介護事業所が提供する必要な日常生活上の世話のうち、基本的に提供されるサービスの1つであると考えられるため、居宅サービス計画書(2表)に「入浴介助」と追加をするなどして利用者の希望による「軽微な変更」として取り扱って差し支えない。</p> <p>ただし、利用者の状況等から優先すべき新たな解決すべき課題として「衛生管理」や「清潔の保持」などがあると判断し、課題解決のために、入浴介助を追加して提供する場合は、「軽微な変更」として取り扱うのではなく、再度、一連の手順を行い居宅サービス計画を変更することが妥当と考える。</p>
9. 担当介護支援専門員の変更		
40	<p>同事業所内で担当の介護支援専門員が変わった場合、やはり差し替えは必要か。</p>	<p>居宅サービス計画書(2表)～(3表)に変更がないのであれば「軽微な変更」として取り扱って差し支えない。この場合、居宅サービス計画書(1表)の担当者を変更することになるので、新たな担当者に修正し、利用者の同意を得たうえで利用者及び担当者に交付する。具体的な事務処理はQ1、2に準じて取り扱うこと。</p>